

事 務 連 絡

平成 26 年 8 月 1 日

各 都道府県「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査及び事業実施意向調査
(第 2 回、平成 26 年 6 月実施分) の結果について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、「生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査」につきましては、
ご協力いただきありがとうございました。今般、平成 26 年 6 月実施分の調査結果が
取りまとまりましたので、ご報告致します。

調査結果の概要等につきましては下記のとおりであり、具体的な調査結果につつま
しては、別添 (①全国集計 (都道府県・市区町村)、②都道府県別集計 (市区町村))
を参照して下さい。

併せて、事業実施意向調査につきましても下記及び別添のとおりご報告致します。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に情報提供いただくとともに、本調査
結果を制度に関する説明会等において活用するなど、制度施行に向けた取組の推進に
引き続きご協力いただければと思います。

また、次回(第 3 回)調査につきましては、9 月 26 日に開催予定の全国担当者会議
で結果を報告するため、9 月 1 日 (月) までに管内市区町村の状況も取りまとめた上
で、ご回答いただきますようお願い致します。なお、次回調査から調査項目を一部追
加する可能性があり、その場合、詳細につきましては、別途ご連絡致しますので、よ
ろしくお願い致します。

記

- 1 施行準備進捗状況調査
- (1) 調査結果のポイント

- 回答自治体数 901/901 自治体【回答率 100%】
- 前回と比べると、それぞれの項目で取組は進んでいるが、全体としては施行に向けた取組は順調に進んでいるとはいえない状況がうかがえる。年度当初から取り組むべきと考えられる取組についても、達成度合いは高いといえず、特に早期の取組が必要。
- 前回調査と比較したポイントは以下のとおり。
 - ・ 「法の趣旨の理解」や「施行準備スケジュール作成」については、全体的に達成割合が高いとはいえないが、10～20%程度上昇している。なお、全体としては都道府県が市区町村より準備状況が進んでいる。
 - ・ 新制度の施行準備を行うためには、まずは担当部署を決める必要があるが、市区町村では未達成割合が 29%（前回調査 43%）となっており、早急に担当部署を決定する必要がある。
 - ・ また、庁内外の包括的な体制を組む上で重要なのが、首長や自治体幹部への説明と考えられるが、首長への説明の実施が市区町村 40%（都道府県 49%）、首長に準ずる自治体幹部への説明の実施が市区町村 54%（都道府県 91%）となっている。
 - ・ 「各事業の実施準備」や「関係機関との連携体制の確保」等の項目については、大きな進捗が見られず、計画的に取組を進める必要がある。

（2）調査結果の活用

- 本調査は、「生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント」に基づき調査項目を設定しており、計画的な施行準備のためのチェックリストという性格のものである。
- したがって、本調査結果については、単に達成数や達成率のみに着目するのではなく、これらを契機として、取り組むべき内容を確認した上で、制度施行に向けた取組を推進していただくことが重要。

2 事業実施意向調査

（1）調査結果の概要

- 全体として、前回調査と比べて任意事業の検討が少しずつ進んではいるが、「実施予定」と回答した自治体が数%～20%程度、「実施未定」を除くと10%～30%程度、「実施未定」が概ね50%程度となっている。任意事業の実施については、これから検討等が行われるという状況がうかがえるが、各自治体における来年度の予算編成を考えると、早急な検討が必要と考えられる。
- 生活困窮者自立支援法は、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支

給)と任意事業を併せて行うことによって、複合的な課題を抱える生活困窮者のニーズに応じた包括的な支援を提供することができると考えられる。このため、任意事業については、生活困窮者の自立に向け効果的な支援を行う観点から、地域の実情に合わせ、その実施を更に積極的にご検討いただきたい。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 高橋、菊池、添島

電話 03-5253-1111 (内線 2893、2232)

夜間 03-3595-2615

FAX 03-3592-1459